

「道路橋点検士」に次ぐ民間資格として H27 年 10 月創設、H28 年 2 月国土交通省登録

「道路橋点検士補」登録申請の手引き

一般財団法人橋梁調査会

今後、道路橋が急速に老朽化していくことを踏まえ、道路の適正な管理を図るため各道路管理者の責任による点検→診断→措置→記録というメンテナンスサイクルを確立するために法令等の整備が行われました。

一般財団法人橋梁調査会は、道路橋の点検を担う点検技術者の更なる技術の向上や点検結果の精度、信頼性の確保を図るため、国が定める統一的な「橋梁定期点検要領」に基づく記録様式を適切かつ正確に作成できる技術力を有する技術者の資格制度として、「道路橋点検士」制度を創設しました。

また、平成 27 年 10 月、「道路橋点検士補」制度を新たに創設しました。この資格は、平成 28 年 2 月に国土交通省の「公共工事に関する調査及び設計等に関する技術者資格(施設分野:橋梁[鋼橋・コンクリート橋]—業務:点検)」として登録されました。

「道路橋点検士補」は、「道路橋点検士」に次ぐ資格として、研修修了者の申請により登録された技術者に付与される称号です。

1. 登録申請の要件

当調査会が目指す「道路橋点検士補」とは、**道路橋点検士に加え、H25 年 9 月の道路法改定に伴い道路管理者が実施する道路橋の定期点検業務を担う技術者**と位置付けています。

道路橋点検士補の登録申請ができるのは、下記(1)の要件に該当する方です。

(1)道路橋点検士技術研修会の受講修了
令和2年度以降の「道路橋点検士技術研修会」を修了された方
「道路橋点検士」の要件である、業務経歴は問いません。

道路橋点検士補 資格の取得までの流れ

令和2年度(2020年度)以降

(※令和元年度以前の修了証では登録できません)

道路橋点検士技術研修会

- ・ 講義研修・修了試験
- ・ 現地実習・修了試験



修了

登録申請※

道路橋点検士補

道路橋点検士補の登録申請にあたり、点検・診断の業務経歴を問わない。

※ただし、道路橋点検士技術研修会の受講資格として橋梁に関する技術的な実務経験は必要です。
詳細は道路橋点検士技術研修会の受講資格をご覧ください。



認定



道路橋点検士補登録

<発行:登録証、登録証カード>
(掲載:道路橋点検士補名簿)



有効期間 4 年間で更新



更新講習会

○講義



受講者

再登録

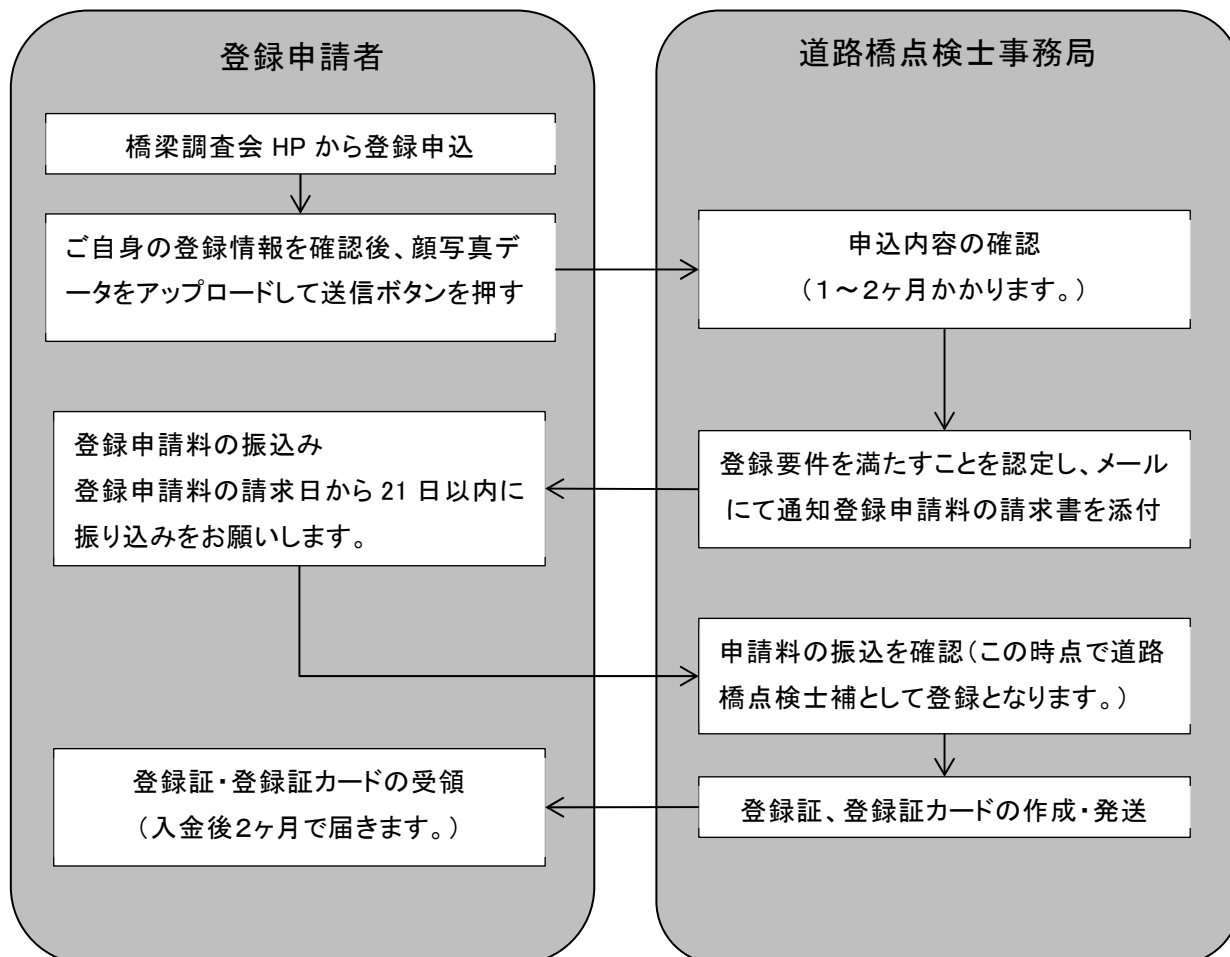
※登録申請は、研修会の修了証が届きしだい可能です。登録申請期限は研修修了の翌年度から4年間です。この期間を過ぎますと申請ができませんのでご注意ください。

※道路管理者向け道路橋点検技術講習会の受講では、資格の申請はできませんのでご注意ください。

2. 登録申請の手続き

(1) 橋梁調査会ホームページ(HP)から登録申込み

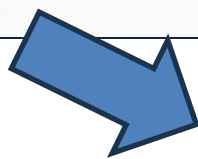
申請から登録までの流れ



(注) 申請から登録までの期間

申請後、登録申請料の振込み・確認、登録証・登録証カードの発送まで最短で3~4ヶ月かかります。

- ① 橋梁調査会ホームページの、【道路橋点検士関連】→【道路橋点検士補登録】のバナーをクリックし、道路橋点検士登録画面に進みます。
- ② 申込フォームボタンを押すと、ログインフォームが表示されます。「修了証番号」と「パスワード」を入力し、ログインボタンを押します。



- ③ 申込フォームが表示されます。「所属区分」にチェックを入れ、【内容を確認する】ボタンを押します。
- ※1. 「入力フォーム」ではなく、「マイページ」が表示される場合があります。
その場合は、「マイページ」画面左下の【道路橋点検士登録申込】のボタンを押してください。
- ※2. ご登録情報の変更がある場合は、画面右上の「登録情報の編集」から変更します。
なお、勤務先住所などの入力内容は正確に記入して下さい。
- ※3. 必ず受信できるメールアドレスを入力して下さい。迷惑メール対策等で返信メールが受け取れない場合があります。複数人が申込まれる場合に同じメールアドレスで登録することはご遠慮下さい。

道路橋点検士補 申込フォーム

入力されたデータは、SSL (Secure Socket Layer) によって暗号化され、送信されます。
*印は必須項目です。必ず入力してください。

[登録情報の編集](#)

所属区分*	<input type="radio"/> 道路管理者 <input type="radio"/> 民間技術者	登録情報を変更する場合は、ここから
修了証番号	3330003	
氏名	フルハシ マモル 古橋 守	「所属区分」にチェックを入れる
生年月日	1990年01月03日	
勤務先	〇〇コンサルタント株式会社 マルマルコンサルタント	
所属部	構造技術部	
所属課	橋梁設計課	
役職名		
住所	〒112-0013 東京都 文京区音羽2-10-2日本生命音羽ビル8階	
電話番号	03-0000-0000	
FAX番号		
メールアドレス	××××@××××××××	

内容を確認する

- ④ 内容確認画面が表示されます。入力内容を確認し、登録証カード用の顔写真をアップロードします。【送信】ボタンを押すと、申込み受付完了となります。
- ⑤ 後日、ご登録のメールアドレス宛に請求書をお送りいたしますので、登録料のお振り込みは、請求書が届いてからお願いいたします。

内容確認

内容を確認し、よろしければ【送信】ボタンをクリックしてください。

所属区分*	民間技術者
修了証番号	3330003
氏名	フルハシ マモル 古橋 守
生年月日	1990年01月03日
勤務先	〇〇コンサルタント株式会社 マルマルコンサルタント
所属部	構造技術部
所属課	橋梁設計課
役職名	
住所	〒112-0013 東京都 文京区音羽2-10-2日本生命音羽ビル8階
電話番号	03-0000-0000
FAX番号	
メールアドレス	××××@×××××××

写真アップロード

登録証カード用の顔写真は、登録申請 6 ヶ月以内に撮影した脱帽・正面の顔写真（カラー写真）を、アップロードしてください。
不鮮明な写真、サングラス着用等の写真については、再提出をお願いします。

- 写真の仕上がり寸法は縦30mm×横25mmとし、顔の大きさ等をご自分で調整してください。
- ファイル形式はjpg形式にして下さい。
- 解像度は300～400dpiとして下さい。

顔写真*	<input type="button" value="ファイルの選択"/> ファイルが選択されていません
画像サイズ：1MB以内	※登録者証カード用顔写真を選択してください。

戻って修正する
送信

顔写真をアップロード

6

(2) 申請内容の確認

事務局にて申請内容について道路橋点検士補登録要件を満たしているか確認の上、認定します。登録には、道路橋点検士技術研修会等の修了者であることが条件となります。

(3) 登録申請料の振込

登録要件が認定された申請者には、その旨をメールにてお知らせしますので、以下の手続を行って下さい。登録申請料請求書も添付されます。

- ◇ 登録申請料 3,300 円(消費税込み)の納付
- ◇ 資料の提出: 登録申請料の払込みを証明する資料

振込者氏名の後ろに修了証番号を付加して振り込んだ場合は、払い込みを証明する資料は不要です。修了証番号を付加しなかった場合や複数人数を合わせて振り込まれた場合は、金融機関が交付する「振替払込請求書兼受領証」、「ご利用明細票」(ATM の場合)、インターネットバンキング利用時の振込結果等の写しの余白に氏名(複数の場合はすべての申請者の名前)を記入して送付して下さい。メール、FAX いずれでも構いません。

登録申請時提出資料の提出先: 一般財団法人 橋梁調査会 道路橋点検士事務局
〒112-0013 東京都文京区音羽 2-10-2 日本生命音羽ビル8階
FAX 03-5940-8099 hashitenken@jbec.or.jp

3. 道路橋点検士補の登録

登録申請料の入金が確認できた方には、(一財)橋梁調査会認定「道路橋点検士補登録証」および「道路橋点検士補 登録者カード」を交付して、「道路橋点検士補」の称号を付与し、登録します。

登録の有効期間は、道路橋点検士技術研修会を修了した年度(ただし、2020年度以前の修了者は道路橋点検士補に認定された年度)の翌年度から4年間とし、その後4年ごとに更新講習会を受講することで更新することができます。なお、登録証には有効期限が記載されます。

道路橋点検士補の資格を保有している方が道路橋点検士として登録された場合は、道路橋点検士補の資格は失効し、有効期限は道路橋点検士補の期限を引き継ぎます。

4. 登録内容の変更および再発行

(1)登録内容の変更

登録内容(住所・勤務先等)に変更が生じた場合は、ホームページの「修了者ログイン」(マイページ)からご自身で変更して下さい。

メールアドレスの変更はホームページの【修了者ログイン】の「メールアドレスが変わった方はこちらから変更して下さい。」から手続きを行ってください。メールアドレスの変更は、今後、重要なお知らせを受け取るために必要です。

(2)登録証の再発行

紛失等により、登録証及び登録者カードの再発行が必要な場合は、事務局までお知らせ下さい。再発行までは1~2ヶ月を要します。またカード再発行手数料(3,300円(消費税込み))が必要です。

道路橋点検士補の更新・再登録制度

1. 登録の更新、再登録

(1)登録の更新

登録の更新は、登録有効期間の最終年度に「道路橋点検士更新講習会」(以下「更新講習会」という)を受講することにより申請することができます。

(2)登録更新の申込みをしなかった場合

登録更新の手続きをしなかった場合には、道路橋点検士補の資格は登録有効期間満了と同時に失効し、「道路橋点検士補」の称号を用いることはできません。

(3)再登録

登録が失効した場合でも、登録有効期間満了日から3年以内に更新講習会を受講することにより、更新講習会受講の翌年度から資格の再登録が可能です。

(4)登録証等の発行

「登録の更新」又は「再登録」をした場合には、「登録証」ならびに「登録証(カード)」を交付します。

2. 登録申請料

登録に伴う費用として、登録申請時に3,300円(消費税込み)を負担していただきます。

3. 更新講習会

道路橋点検士の技術力の向上や点検結果の精度・信頼性の確保を図るため、更新時及び再登録時には更新講習会を受講していただきます。

[更新講習会]

- ・開催時期及び開催方法 当調査会ホームページでお知らせいたします。
- ・受講料 6,600円(消費税込み)

登録申請に関するお問い合わせは下記までお願いします。

一般財団法人 橋梁調査会 道路橋点検士事務局
〒112-0013 東京都文京区音羽 2-10-2 日本生命音羽ビル8階
電話 03-5940-4800, 4801(専用) / FAX 03-5940-8099
E-mail: hashitenken@jbec.or.jp

(掲載: 2024年5月)